名称　姫島曽根灯浮標
位置
所在地　姫島三角点（福岡県糸島郡志摩町）の南方約二・五キロメートル
北緯　三三―三三―〇六
東経　一三〇―〇三―一〇
変更した事項
位置
所在地　筑前姫島港東防波堤灯台（福岡県糸島市）の南方約一・七キロメートル
北緯　三三―三三―〇六
東経　一三〇―〇三―一〇
変更年月日　平成二十二年一月一日

名称　加布里港西防波堤灯台
位置
所在地　福岡県前原市（加布里港西防波堤外端）
北緯　三三―三二―五八
東経　一三〇―〇九―三一
変更した事項
位置
所在地　福岡県加布里港（西防波堤外端）
北緯　三三―三二―五八
東経　一三〇―〇九―三一
変更年月日　平成二十二年一月一日

名称　陸前泊港大畑防波堤灯台
位置
所在地　宮城県本吉郡南三陸町（陸前泊港大畑防波堤外端）
北緯　三八―四二―一七
東経　一四一―三三―二一
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十二年一月八日

名称　大井港第一号防波堤灯台
位置
所在地　愛知県師崎港（大井港第一号防波堤外端）
北緯　三四―四三―二一
東経　一三六―五八―〇二
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
変更年月日　平成二十二年一月八日

○海上保安庁告示第五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　伊予三崎港井野浦第一防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県三崎港（井野浦第一防波堤外端）
北緯　三三―二二―三〇
東経　一三二―〇六―一九
変更した事項
光度　八九〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十二年一月十二日

○海上保安庁告示第五十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　六ケ浦港北防波堤灯台
位置
所在地　岩手県陸前高田市（六ケ浦港北防波堤外端）
北緯　三八―五八―〇一
東経　一四一―四二―一四
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十二年一月十三日

名称　筑前西浦港沖防波堤南灯台
位置
所在地　福岡県福岡市（西浦港沖防波堤南西端）
北緯　三三―三九―〇七
東経　一三〇―一二―一七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十二年一月十三日

○海上保安庁告示第五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小鯖港小鯖防波堤灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼市（小鯖港小鯖南防波堤外端）
北緯　三八―五二―五三
東経　一四一―三八―三二
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十二年一月十四日

○海上保安庁告示第五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　根岸港北防波堤灯台
位置
所在地　岩手県陸前高田市（根岸港北防波堤外端）
北緯　三八―五六―三七
東経　一四一―四二―二三
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十二年一月十五日

名称　三河港大塚帆走区域Ａ灯標
位置
所在地　愛知県三河港（三河港三谷南防波堤東灯台の南方約四・三キロメートル）
北緯　三四―四六―一三
東経　一三七―一四―二五
変更した事項
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十二年一月十五日

名称　宇和嘉島灯台
位置
所在地　愛媛県宇和島市（嘉島）
北緯　三三―一三―四六
東経　一三二―二一―三八
変更した事項
光度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年一月十五日

名称　兜島灯台
位置
所在地　長崎県西海市（兜島）
北緯　三三―〇〇―四六
東経　一二九―三七―五〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで二四メートル
変更年月日　平成二十二年一月十五日